



## JIS Q 27001 移行登録のご案内

### 1. 概要

2013年10月1日にISO/IEC27001:2005が改定され、ISO/IEC27001:2013として発行されました。それに伴い、JIS Q 27001:2006についても2014年3月20日にJIS Q 27001:2014として改定、発行されました。

これを受けて、ISMS審査員資格をお持ちの審査員の方全員、2014年3月20日から2年以内(2016年3月19日まで)に新基準(JIS Q 27001:2014)へ移行して頂く必要があります。

### 2. 申請の時期・移行期限

(1) 申請は2013年12月1日より受付を開始しましたが、JIS Q 27001:2014発行後2年以内(2016年3月19日まで)に移行を完了して頂きます。

(2) 移行申請は新規、維持、更新、格上げの各申請と同時に行なうことが可能です。  
また、移行単独での申請も可能です。

### 3. 移行の要件(移行のために必要な活動)

(1) 「主任審査員」及び「審査員」の場合

JRCA承認の研修機関か又はJIPDEC認定のMS認証機関が行なう新旧規格の差分研修の受講を原則とします。該当する差分研修を行う研修機関については、JRCA HPのISMS差分研修JRCA登録CPDコース実施機関(<http://www.jsa.or.jp/jrca/kensyu-4.asp>)を参照ください。

(2) 「審査員補」の場合

単独で第三者審査を行なうことがないことを前提として、上記差分研修の受講か、改定後の規格の理解(主に差分の理解)を示すレポートの提出のいずれかとします。レポートの書き方については項番8を参照ください。

### 4. 移行申請に必要な書類の作成

(1) 「JRCAマネジメントシステム審査員登録申請書」

資格の維持、更新等と同時に移行申請をする場合は、「申請の種類」欄の該当する項目にチェックマークを記入の上で申請書を作成し、必要な書類を添付して提出して下さい。

(2) 「継続的専門能力開発(CPD)実績の記録」

最初に「継続的専門能力開発(CPD)実績の記録A(申請書)(様式4A)」の該当欄を記入し、そこで指示されている書類を添付してください。別途、「継続的専門能力開発(CPD)実績の記録B(レポート)(様式4B)」の添付が指示されている場合は、該当様式を用いて作成し合わせて添付してください。

(差分の理解に関するCPD時間の取り扱いについて)

移行にあたって重要なことは、新旧規格の差分について特定し改定後の規格を十分に理解することですので、差分の理解に要した時間数は問いません。この時間は資格維持・更新時のCPD時間に算入することができます。

(3) 費用支払いの振込伝票

## 5. 移行にかかる費用

- (1) 「新規」、「更新」、「格上げ」の各申請と同時に移行申請した場合  
従来通り登録証明書、登録カードを発行しますが、料金については新規、更新、格上げ時の各申請登録料金以外の（移行）料金はかかりません。
- (2) 「維持」申請と同時に移行申請をした場合  
登録証明書、登録カードの発行はオプションで有料となります（維持申請登録料金とは別に申し受けます）。ご希望の場合は、「JRCAマネジメントシステム審査員登録申請書(様式1)」記入時に、登録証又は登録カード発行希望欄にチェックを入れて下さい。  
(登録証明書：1,080円、登録カード：1,080円)
- (3) 移行単独申請の場合  
移行申請登録料：3,240円（審査員補、審査員、主任審査員共通）  
登録証明書、登録カードの発行はオプションです。ご希望の場合は、「JRCAマネジメントシステム審査員登録申請書(様式1)」記入時に、登録証又は登録カード発行希望欄にチェックを入れて下さい。（登録証明書：1,080円、登録カード：1,080円）

## 6. 移行登録の結果

- (1) 判定結果通知
  - ・移行登録が完了した場合、移行完了通知を含む判定結果通知をお送り致します。
  - ・登録証、登録カードを発行しないケースでは、従来からお持ちの登録証、登録カードと完了通知を共用することで、移行完了したことが対外的に証明出来ます。
- (2) 移行登録によって従来からの登録日は変更されません。
- (3) 登録資格
  - ・ISO/IEC27001：2013 と JIS Q 27001：2014 は同等ですので、ISO/IEC27001：2013 資格をお持ちの場合、改めて JIS Q 27001：2014 に移行する必要はありません。
  - ・ISO/IEC27001：2013 表記の登録証明書、登録カードをお持ちの方も、次回登録時（更新、格上げ）以降の登録証明書、登録カードの表記は一律 JIS Q 27001：2014 となります。

## 7. ISMS 審査員研修（フォーマルトレーニングコース）

- (1) 新規格（JIS Q 27001:2014）に基づく ISMS 審査員研修（フォーマルトレーニングコース）を受講された方は、新規登録時点で新基準（JIS Q 27001：2014）の審査員として登録されます。
- (2) 旧規格（JIS Q 27001:2006）に基づく ISMS 審査員研修（フォーマルトレーニングコース）を受講された方は、以下の2つの方法のいずれかでご対応下さい。
  - ・旧基準（JIS Q 27001:2006）で審査員登録後、2年以内に移行して下さい。
  - ・新基準（JIS Q 27001:2014）の習得を示す「継続的専門能力開発（CPD）実績の記録（A）、（B）様式 4A、4B」を添付して新規登録申請をして下さい。

## 8. 差分の理解レポートの書き方

CPDとして報告する場合、JIS Q 27001：2014 版 ISMS 審査員資格の条件として、全体的な変更点を把握して頂く必要がございますので、新旧差分について網羅的に記述をお願いいたします。

規格改定の経緯／目的、MSS共通テキスト、要求事項の変更、情報セキュリティ目的の導入、ISO31000との整合、管理策の変更、今後の審査における着眼点、等々のテーマについて、500-1000文字を目処に「継続的専門能力開発（CPD）実績の記録（A）、（B）様式4A、4B」を使用して報告をお願いいたします。